

京都大学大学院農学研究科附属農場の移転等に係る基本協定書

国立大学法人京都大学（以下「甲」という。）、高槻市（以下「乙」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「丙」という。）は、平成21年9月28日付けで交換した「京都大学大学院農学研究科附属農場の移転等に係る覚書」第2条第1項の規定に基づき、京都大学大学院農学研究科附属農場（本場）及び隣接する京都大学高槻職員宿舎（以下これらを「農場」という。）の移転並びに農場の跡地における事業に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（基本フレーム）

- 第1条 甲は、丙が施行する木津中央特定土地区画整理事業の事業区域内の用地（以下「新農場用地」という。）に農場を移転することとし（ただし、京都大学高槻職員宿舎の扱いは、甲が定めるものとする。）、丙は、甲にその農場用地を譲渡するものとする。
- 2 乙は、農場の跡地について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により史跡指定を受けた区域を公園として整備する史跡公園整備事業及び道路整備事業（以下これらを「史跡公園等事業」という。）を実施することとし、甲は、史跡公園等事業に必要となる土地（以下「史跡公園等事業用地」という。）を乙に譲渡するものとする。
- 3 丙は、農場の跡地のうち、史跡公園等事業の事業区域外について、防災公園街区整備事業（以下「防災公園事業」という。）を実施することとし、甲は、丙に防災公園事業に必要となる土地（以下「防災公園事業用地」という。）を譲渡するものとする。なお、丙は、防災公園事業完了後に、これを乙に引き渡すものとする。

（新農場用地）

- 第2条 新農場用地の位置及び面積は、別図1のとおりとする。
- 2 甲及び丙は、新農場用地について、別途、土地譲渡契約を締結するものとし、譲渡金額については、土地譲渡契約締結時の鑑定評価額を基準とする。
- 3 丙は、新農場用地について、本協定締結後に甲丙間で別途合意する造成形状に基づき造成工事に着手することとし、造成が完了した用地について、平成26年3月末までに引渡しを行うものとする。ただし、丙の責めによらない理由により当該期限までに用地の引渡しができない場合は、甲丙間で協議の上、別途取扱いを定めるものとする。

(史跡公園等事業)

第3条 乙が史跡公園等事業を実施する区域の位置及び面積は、別図2のとおりとする。
なお、この区域の全ての境界及び面積確定に係る費用は乙の負担とする。

2 甲及び乙は、甲乙間で予算状況を加味し、高槻市議会の議決を経て、史跡公園整備事業を実施する区域の一部について、平成26年3月を目途とした土地譲渡契約の締結に向けて努めるものとする。また、残余の区域についても、高槻市議会の議決を経た債務負担行為に則りつつ、甲の農場移転計画(別図3のとおり)に影響を及ぼさないよう甲乙間で引き渡し時期等を協議の上、順次、土地譲渡契約を締結するものとする。

(防災公園事業)

第4条 丙が防災公園事業を実施する区域の位置及び面積は、別図2のとおりとする。
なお、この区域の全ての境界及び面積確定に係る費用は乙の負担とする。

2 甲及び丙は、防災公園事業用地について、別途、土地譲渡契約を締結するものとする。

3 甲は、防災公園事業用地について、甲の農場移転計画(別図3のとおり)に基づきつつ、防災公園事業に支障をきたさないよう、順次、丙に引き渡すものとする。用地の引き渡し範囲、面積及び時期については、甲丙間で別に定めるものとする。

4 防災公園事業の事業内容等については、乙丙間で別に定める防災公園事業に関する基本協定書により定めるものとする。

(農場の跡地の譲渡金額)

第5条 史跡公園等事業用地及び防災公園事業用地は、甲が実施した土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の結果、指定がなされた「形質変更時要届出区域」を含むことから、各用地の譲渡金額については、土地譲渡契約締結時の鑑定評価額を基準とし、前条第2項の土地譲渡契約時に算定した当該土地の属する用途的地域における通常の利用方法を可能とするために必要となる想定上の土壤汚染対策費用を減じた金額とする。

(協定の履行)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定を履行するに当たり、甲が農場及び新農場用地におい

て行う教育研究活動に支障が生じないことを前提とする。

2 甲、乙及び丙は、誠意をもって本協定を履行するものとする。ただし、甲、乙及び丙いずれの責めにもよらない理由により、本協定を履行することが困難となった場合は、甲、乙及び丙で協議の上、別途取扱いを定めるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議の上、別途定めるものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

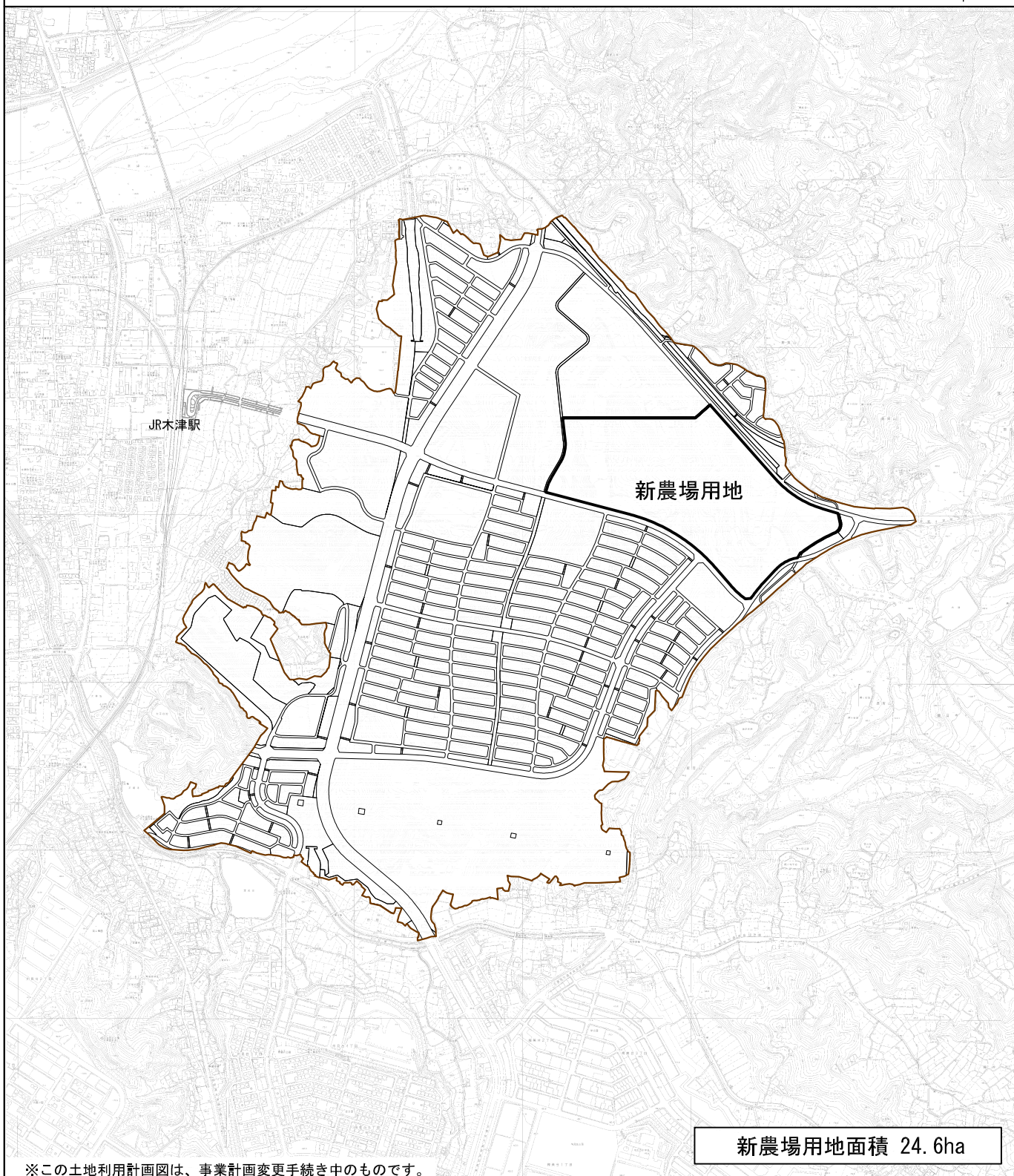
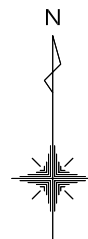
平成24年7月30日

甲 京都市左京区吉田本町
国立大学法人京都大学
学 長 松 本 紘

乙 大阪府高槻市桃園町2番1号
高 槻 市
高槻市長 濱田 剛史

丙 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
理 事
支社長 大西 誠

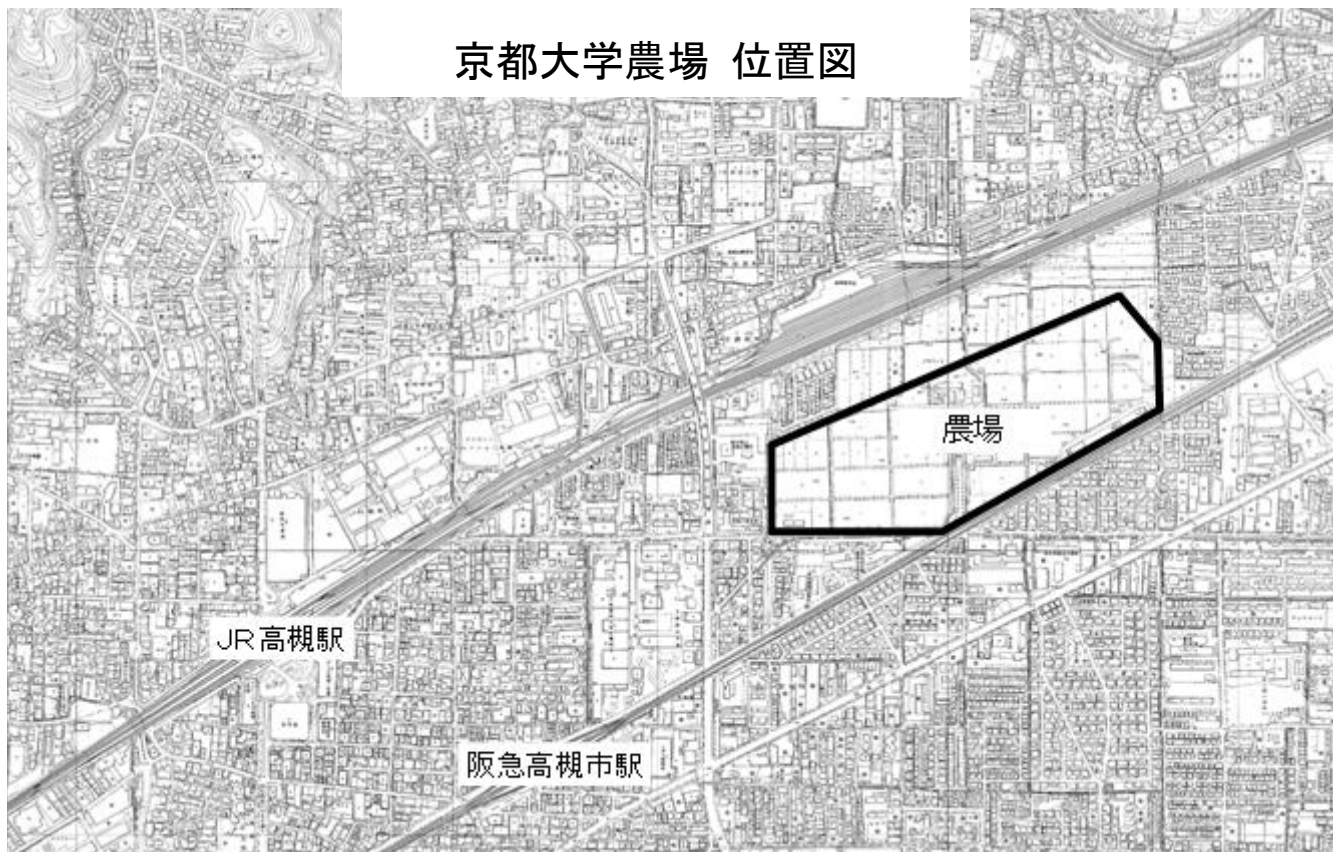
別図 1



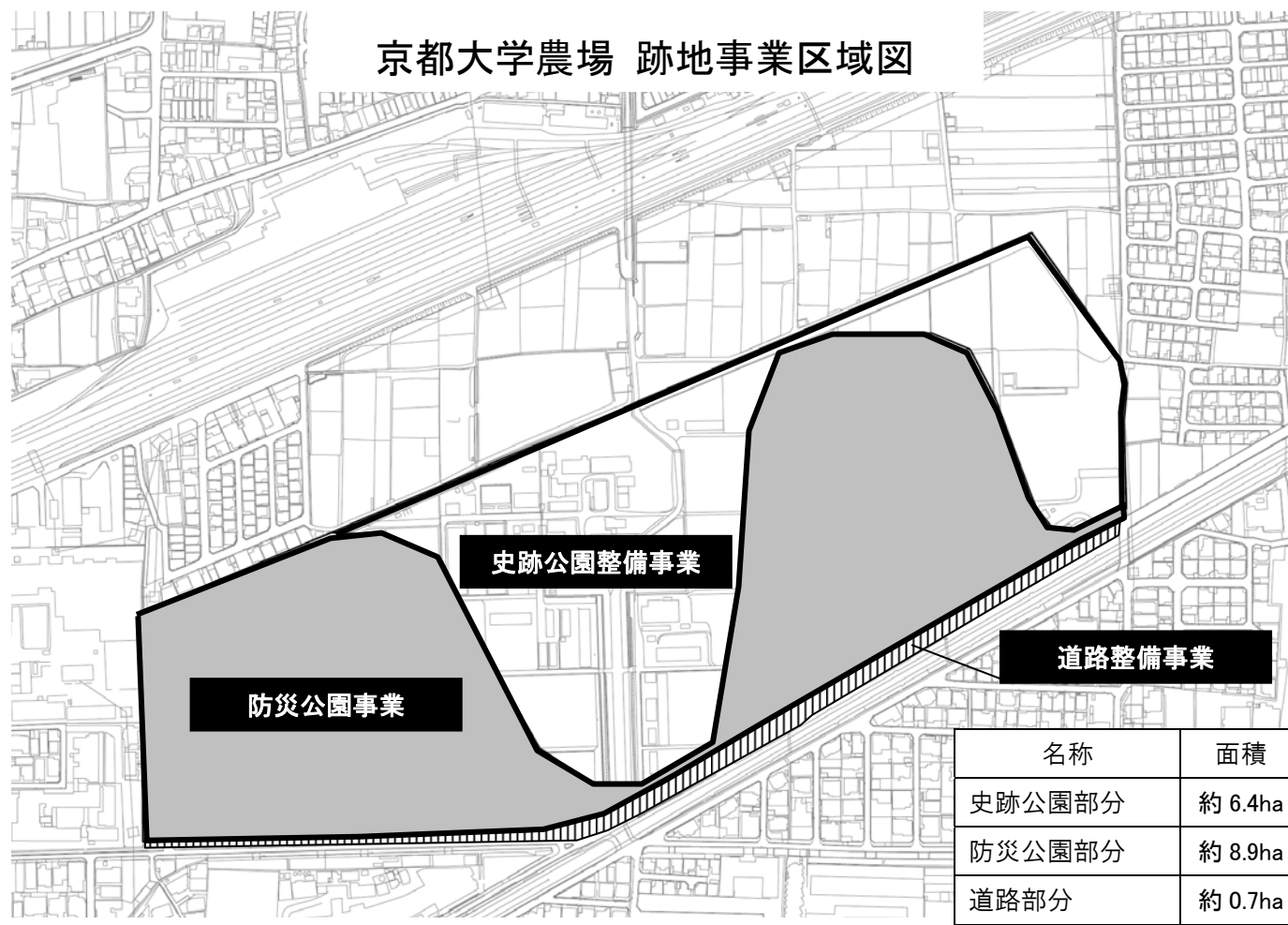
新農場用地面積 24.6ha

※この土地利用計画図は、事業計画変更手続き中のものです。

京都大学農場 位置図

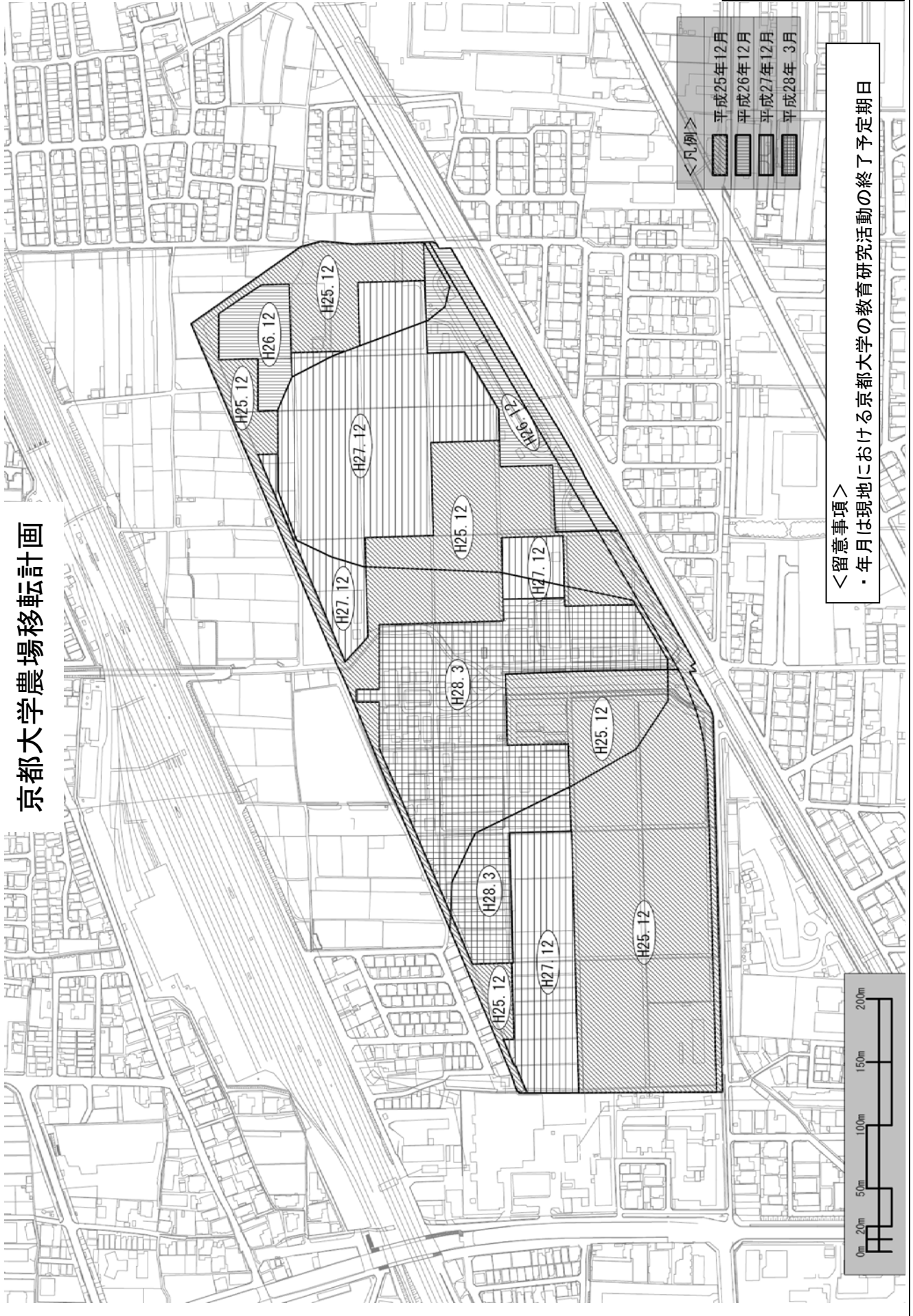


京都大学農場 跡地事業区域図



京都大学農場移転計画

別図 3



- <凡例>
- 平成25年12月
 - 平成26年12月
 - 平成27年12月
 - 平成28年 3月

<留意事項>

- ・年月は現地における京都大学の教育研究活動の終了予定期日

